

富里市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

「富里市子ども・子育て支援事業計画」は、本市のすべての子どもたちが健やかな成長を支援するための行動指針として、平成27年3月に策定し、平成27年度～平成31年度の5か年を計画期間としている。

なお、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画の中間年を目安として計画の見直しを行うこととされており、平成29年1月27日に内閣府子ども・子育て本部から『市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引き)』が示された。

見直しの要否の基準

上記作業の手引きに示された見直し要否の基準の中に、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要とされており、本市もこの見直し基準に該当することから計画の見直しを行う。

〈量の見込み〉※計画書より抜粋

平成 28 年度			
1 号	2 号	3 号	
		0 歳児	1・2 歳児
623	424	97	258

〈支給認定数〉

平成 28 年 4 月 1 日			
1 号	2 号	3 号	
		0 歳児	1・2 歳児
599	386	34	226

乖離率

1 号	2 号	3 号	
		0 歳児	1・2 歳児
96.1%	91.0%	35.1%	87.6%
△3.9%	△9%	△64.9%	△12.4%